

乙第1号議案から  
乙第38号議案まで

# 令和7年第7回沖縄県議会(定例会)議案

## (その2)

令和7年11月26日提出

沖 縄 県



## 目 次

議案番号		ページ
乙第1号議案	沖縄県知事の給与の特例に関する条例	1
乙第2号議案	沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2
乙第3号議案	沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	35
乙第4号議案	沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	36
乙第5号議案	沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	38
乙第6号議案	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	39
乙第7号議案	沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例	41
乙第8号議案	工事請負契約について	70
乙第9号議案	工事請負契約について	71
乙第10号議案	工事請負契約について	72
乙第11号議案	工事請負契約について	73
乙第12号議案	工事請負契約について	74
乙第13号議案	工事請負契約について	75
乙第14号議案	工事請負契約について	76
乙第15号議案	工事請負契約について	77
乙第16号議案	工事請負契約について	78
乙第17号議案	工事請負契約について	79
乙第18号議案	工事請負契約について	80
乙第19号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	81
乙第20号議案	財産の取得について	82

## 目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第21号議案	財産損傷事故に関する和解等について	83
乙第22号議案	車両損傷事故に関する和解等について	85
乙第23号議案	車両損傷事故に関する和解等について	87
乙第24号議案	車両損傷事故に関する和解等について	89
乙第25号議案	車両損傷事故に関する和解等について	91
乙第26号議案	指定管理者の指定について	93
乙第27号議案	指定管理者の指定について	94
乙第28号議案	指定管理者の指定について	95
乙第29号議案	指定管理者の指定について	96
乙第30号議案	指定管理者の指定について	97
乙第31号議案	指定管理者の指定について	98
乙第32号議案	指定管理者の指定について	99
乙第33号議案	指定管理者の指定について	100
乙第34号議案	指定管理者の指定について	101
乙第35号議案	指定管理者の指定について	102
乙第36号議案	当せん金付証票の発売について	103
乙第37号議案	沖縄県収用委員会予備委員の任命について	104
乙第38号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について	105

## 沖縄県知事の給与の特例に関する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の特例)

**第1条** 令和8年1月1日から同年3月31日までの間においては、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第1条に規定する知事に対する給料月額の支給に当たっては、同条例別表第1に規定する給料月額から同表に規定する給料月額に100分の15を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(規則への委任)

**第2条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

ワシントン駐在に関する不適正な事務処理に鑑み、県民の信頼の回復に努める決意を示し、透明性を確保した行政運営を一層推進するため、令和8年1月1日から同年3月31日までの間において、知事の給与を減額して支給する措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改める。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

**別表第1** (第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		

	16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900		
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100		
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400		
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700		
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900		
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100		
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900		
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700		
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500		
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100		
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700		
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300		
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900		
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600		
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400		
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800		
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500		
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000		
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400		
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800		
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200		
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600		
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900		
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200		
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500		
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
定年 前再 任用 短時 間勤	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			

務職員以外の職員	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
	86	266,200	305,800	355,700					
	87	266,500	306,100	356,100					
	88	266,800	306,400	356,500					
	89	267,100	306,700	356,700					
	90	267,400	307,000	357,100					
	91	267,700	307,300	357,500					
	92	268,000	307,600	357,900					
	93	268,300	307,800	358,100					
	94		308,000	358,400					
	95		308,300	358,800					
	96		308,700	359,100					
	97		308,900	359,400					
	98		309,200	359,800					
	99		309,500	360,200					
	100		309,900	360,600					
	101		310,100	361,100					
	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						

	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号 級	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	

	15	256, 400	272, 300	289, 800	318, 200	364, 600	388, 200	419, 800	453, 700	
	16	258, 000	273, 700	291, 200	319, 000	366, 100	389, 800	421, 800	455, 300	
	17	259, 600	275, 100	292, 300	319, 700	367, 600	391, 400	423, 300	456, 700	
	18	261, 100	276, 300	293, 400	320, 500	369, 200	393, 000	425, 000	458, 400	
	19	262, 600	277, 500	294, 500	321, 500	370, 700	394, 600	426, 600	460, 100	
	20	264, 100	278, 600	295, 600	322, 300	372, 200	396, 200	428, 300	461, 700	
	21	265, 600	279, 900	296, 800	323, 200	373, 700	397, 700	429, 900	463, 100	
	22	267, 100	281, 000	297, 400	324, 400	375, 300	399, 300	431, 400	463, 800	
	23	268, 600	282, 200	297, 900	325, 700	376, 900	401, 000	432, 900	464, 500	
	24	270, 100	283, 300	298, 500	327, 000	378, 500	402, 700	434, 300	465, 200	
	25	271, 600	284, 600	298, 900	328, 200	379, 900	404, 400	435, 500	465, 600	
	26	272, 800	285, 900	299, 500	329, 700	381, 600	406, 400	437, 000	466, 100	
	27	274, 000	287, 100	300, 000	331, 000	383, 300	408, 200	438, 500	466, 700	
	28	275, 200	288, 300	300, 500	332, 000	384, 900	410, 100	439, 900	467, 300	
	29	276, 400	289, 200	300, 900	332, 900	386, 500	411, 800	441, 400	467, 900	
	30	277, 500	290, 200	301, 500	334, 100	388, 100	413, 200	442, 700	468, 600	
	31	278, 600	291, 300	302, 000	335, 200	389, 700	414, 400	443, 900	469, 100	
	32	279, 700	292, 300	302, 500	336, 300	391, 300	415, 700	445, 100	469, 600	
	33	281, 000	293, 500	303, 000	337, 400	393, 000	416, 700	446, 100	470, 100	
	34	282, 300	294, 100	303, 600	338, 600	395, 000	417, 800	446, 800	470, 400	
	35	283, 500	294, 700	304, 000	339, 800	397, 000	418, 800	447, 500	470, 700	
	36	284, 800	295, 300	304, 400	340, 800	399, 000	419, 800	448, 200	471, 100	
	37	285, 700	295, 700	304, 900	341, 900	400, 700	420, 900	448, 700	471, 400	
	38	286, 700	296, 300	305, 500	343, 100	402, 400	422, 000	449, 100	471, 600	
	39	287, 800	296, 900	306, 100	344, 300	403, 900	423, 100	449, 500	471, 900	
	40	288, 900	297, 400	306, 600	345, 500	405, 400	424, 200	449, 800	472, 100	
	41	290, 100	297, 800	307, 200	346, 600	406, 600	425, 400	450, 100	472, 400	
	42	290, 700	298, 400	307, 900	347, 700	407, 600	426, 200	450, 400	472, 600	
	43	291, 300	299, 000	308, 600	348, 900	408, 600	427, 000	450, 700	472, 800	
	44	291, 800	299, 500	309, 200	350, 100	409, 600	427, 600	451, 000	473, 000	
	45	292, 200	299, 900	309, 800	351, 200	410, 600	428, 100	451, 200	473, 400	
	46	292, 700	300, 400	310, 600	352, 500	411, 700	428, 800	451, 500		
	47	293, 200	300, 900	311, 400	353, 700	412, 800	429, 500	451, 800		
	48	293, 700	301, 400	312, 100	354, 900	413, 900	430, 100	452, 000		
	49	294, 100	301, 900	312, 900	356, 100	415, 200	430, 800	452, 300		
	50	294, 600	302, 400	313, 900	357, 400	416, 000	431, 200	452, 600		
	51	295, 100	303, 000	314, 900	358, 700	416, 800	431, 800	452, 900		
	52	295, 600	303, 500	315, 900	360, 000	417, 400	432, 400	453, 200		
	53	296, 100	304, 100	316, 900	360, 900	417, 900	432, 800	453, 400		
	54	296, 700	304, 700	318, 000	362, 200	418, 600	433, 200	453, 700		
	55	297, 100	305, 400	319, 000	363, 400	419, 200	433, 700	453, 900		
	56	297, 500	306, 000	320, 000	364, 600	419, 900	434, 200	454, 200		
	57	298, 000	306, 600	321, 000	365, 700	420, 200	434, 700	454, 400		
	58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	454, 700		
	59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	455, 000		
	60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	455, 200		
	61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	455, 400		
	62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	455, 700		

	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
	86	312,500	331,200	355,900	398,800					
	87	313,200	332,200	357,400	399,400					
	88	313,900	333,200	358,800	400,000					
	89	314,600	334,100	360,100	400,300					
	90	315,300	335,400	361,300	400,800					
	91	316,000	336,600	362,500	401,300					
	92	316,700	337,800	363,800	401,800					
	93	317,200	339,000	365,100	402,200					
	94	318,100	340,300	366,600	402,600					
	95	319,000	341,500	368,100	403,100					
	96	319,800	342,700	369,500	403,600					
	97	320,500	343,900	370,800	404,000					
	98	321,400	345,200	372,000	404,500					
	99	322,300	346,400	373,100	405,000					
	100	323,200	347,600	374,300	405,400					
	101	324,100	349,000	375,400	405,700					
	102	325,100	349,900	376,500	406,100					
	103	326,100	350,900	377,600	406,500					
	104	327,000	352,000	378,700	406,800					
	105	327,800	353,100	379,900	407,100					
	106	328,400	354,200	380,400	407,600					
	107	329,000	355,200	381,000	408,100					
	108	329,600	356,200	381,600	408,600					
	109	330,100	357,400	382,200	408,900					
	110	330,600	358,400	382,700	409,400					

	111	331,000	359,400	383,100	409,900						
	112	331,500	360,300	383,600	410,400						
	113	332,300	361,200	384,000	410,700						
	114	332,900	362,100	384,400	411,200						
	115	333,600	363,000	384,900	411,700						
	116	334,200	364,000	385,400	412,200						
	117	334,800	365,000	385,800	412,600						
	118	335,500	365,400	386,300	413,100						
	119	336,200	366,000	386,900	413,500						
	120	336,900	366,600	387,400	414,000						
	121	337,500	366,900	387,600	414,400						
	122	337,800	367,300	388,100							
	123	338,300	367,700	388,600							
	124	338,800	368,100	389,000							
	125	339,100	368,500	389,500							
	126		368,900	390,000							
	127		369,300	390,500							
	128		369,700	391,000							
	129		370,100	391,300							
	130		370,500	391,800							
	131		370,900	392,300							
	132		371,300	392,800							
	133		371,500	393,100							
	134		372,000	393,600							
	135		372,300	394,000							
	136		372,600	394,400							
	137		372,900	394,700							
	138		373,300	395,100							
	139		373,800	395,600							
	140		374,300	396,100							
	141		374,600	396,400							
	142		375,100								
	143		375,600								
	144		376,100								
	145		376,400								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900	

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第5条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221, 200	233, 100	291, 100	333, 000	379, 900	422, 900	476, 600
	2	222, 900	236, 400	292, 800	334, 100	381, 600	425, 000	478, 400
	3	224, 600	239, 700	294, 500	335, 200	383, 300	427, 100	480, 200
	4	226, 200	243, 000	296, 200	336, 200	384, 800	429, 200	482, 000
	5	227, 700	246, 200	297, 900	337, 100	386, 300	431, 100	483, 800
	6	230, 400	249, 300	299, 400	338, 500	388, 000	432, 500	485, 500
	7	233, 200	252, 500	300, 800	340, 100	389, 700	433, 900	487, 200
	8	235, 800	255, 500	302, 300	341, 700	391, 200	435, 200	488, 800
	9	238, 500	258, 500	303, 800	343, 600	392, 700	436, 500	490, 200
	10	240, 700	261, 400	305, 100	345, 200	394, 200	437, 800	491, 400
	11	242, 800	264, 300	306, 300	346, 800	395, 600	439, 000	492, 600
	12	244, 900	267, 100	307, 600	348, 400	397, 100	440, 200	493, 600
	13	246, 900	269, 900	308, 900	350, 100	398, 600	441, 400	494, 500
	14	248, 700	272, 800	310, 200	351, 700	400, 000	442, 600	495, 500
	15	250, 500	275, 600	311, 400	353, 300	401, 300	443, 700	496, 500
	16	252, 100	278, 300	312, 700	354, 800	402, 600	444, 800	497, 400
	17	253, 600	280, 900	313, 900	356, 300	404, 100	445, 800	497, 700
	18	255, 100	282, 300	315, 000	357, 100	405, 600	446, 800	498, 600
	19	256, 700	283, 700	316, 200	357, 900	407, 200	447, 900	499, 400
	20	258, 200	285, 100	317, 300	358, 600	408, 800	449, 000	500, 300
	21	259, 600	286, 500	318, 600	359, 400	410, 300	449, 900	501, 200
	22	260, 900	287, 600	319, 400	360, 100	411, 700	450, 700	502, 100
	23	262, 000	288, 700	320, 100	360, 900	413, 100	451, 600	503, 000
	24	263, 200	289, 800	320, 800	361, 600	414, 500	452, 400	503, 900
	25	264, 300	290, 900	321, 500	362, 400	415, 800	453, 300	504, 700
	26	265, 300	291, 500	322, 200	363, 100	417, 000	454, 200	505, 400
	27	266, 400	291, 900	322, 800	363, 900	418, 200	455, 000	506, 000
	28	267, 300	292, 300	323, 400	364, 600	419, 400	455, 800	506, 600
	29	268, 300	292, 700	324, 100	365, 300	420, 600	456, 200	507, 100
	30	269, 200	293, 100	324, 600	366, 000	421, 600	456, 700	507, 600
	31	270, 100	293, 400	325, 200	366, 600	422, 600	457, 300	508, 200
	32	270, 900	293, 700	325, 800	367, 300	423, 600	457, 800	508, 800
	33	271, 600	294, 000	326, 400	368, 000	424, 100	458, 300	509, 100
	34	272, 300	294, 300	327, 000	368, 600	424, 900	458, 600	509, 600
	35	272, 800	294, 600	327, 400	369, 300	425, 800	459, 000	510, 100
	36	273, 300	294, 900	327, 900	369, 900	426, 700	459, 400	510, 600
	37	273, 900	295, 200	328, 400	370, 600	427, 500	459, 700	511, 100
	38	274, 500	295, 500	328, 900	371, 200	428, 400	460, 200	511, 700
	39	275, 000	295, 800	329, 400	371, 800	429, 200	460, 800	512, 000
	40	275, 500	296, 100	329, 700	372, 500	430, 100	461, 400	512, 600
	41	275, 900	296, 400	330, 000	373, 200	430, 900	462, 000	513, 100
	42	276, 300	296, 600	330, 300	373, 900	431, 700	462, 700	
	43	276, 700	296, 900	330, 600	374, 600	432, 600	463, 300	

	44	277, 100	297, 200	330, 900	375, 200	433, 100	463, 900	
	45	277, 700	297, 500	331, 200	375, 800	433, 300	464, 200	
	46	278, 300	297, 700	331, 500	376, 600	433, 700	464, 800	
	47	278, 900	298, 000	331, 800	377, 400	434, 000	465, 400	
定年 前再 任用	48	279, 500	298, 300	332, 100	378, 100	434, 300	466, 000	
短時 間勤	49	280, 000	298, 600	332, 400	378, 900	434, 600	466, 400	
務職 員以 外の 職員	50	280, 600	298, 900	332, 700	379, 800	434, 800	466, 700	
	51	281, 200	299, 200	333, 000	380, 600	435, 100	467, 000	
	52	281, 700	299, 400	333, 300	381, 300	435, 500	467, 200	
	53	282, 200	299, 600	333, 600	381, 900	435, 800	467, 400	
	54	282, 700	299, 900	333, 900	382, 800	436, 300	467, 600	
	55	283, 200	300, 200	334, 200	383, 700	436, 800	467, 900	
	56	283, 700	300, 400	334, 400	384, 500	437, 300	468, 200	
	57	284, 200	300, 600	334, 600	384, 800	437, 900	468, 400	
	58	284, 700	300, 900	334, 900	385, 100	438, 500	468, 700	
	59	285, 200	301, 200	335, 200	385, 400	439, 000	469, 000	
	60	285, 600	301, 400	335, 400	385, 700	439, 500	469, 200	
	61	286, 000	301, 600	335, 600	386, 000	440, 100	469, 400	
	62	286, 300	301, 900	335, 900	386, 300	440, 600		
	63	286, 600	302, 200	336, 200	386, 600	441, 100		
	64	286, 800	302, 400	336, 400	386, 900	441, 600		
	65	287, 000	302, 600	336, 600	387, 100	442, 100		
	66	287, 300	302, 800	336, 900	387, 300	442, 700		
	67	287, 600	303, 000	337, 200	387, 600	443, 200		
	68	287, 800	303, 300	337, 400	387, 900	443, 800		
	69	288, 000	303, 600	337, 600	388, 200	444, 300		
	70	288, 300			388, 400	444, 800		
	71	288, 500			388, 700	445, 400		
	72	288, 700			389, 000	446, 000		
	73	289, 000			389, 300	446, 300		
	74				389, 700	446, 900		
	75				390, 100	447, 500		
	76				390, 500	448, 000		
	77				390, 900	448, 400		
	78				391, 300	448, 900		
	79				391, 800	449, 600		
	80				392, 300	450, 300		
	81				392, 700	450, 500		
	82				393, 100			
	83				393, 500			
	84				393, 900			
	85				394, 400			
	86				394, 900			
	87				395, 400			
	88				395, 900			
	89				396, 200			
	90				396, 600			
	91				396, 900			

	92				397,300			
	93				397,800			
	94				398,100			
	95				398,600			
	96				399,000			
	97				399,600			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		227,700	233,500	264,600	295,300	337,800	367,200	415,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第5条関係）

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 212,900	円 259,800	円 332,500	円 389,400	円 464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	

	25	260, 100	298, 900	371, 400	423, 900
	26	261, 300	300, 800	373, 000	425, 300
	27	262, 500	302, 700	374, 500	426, 600
	28	263, 700	304, 500	376, 000	428, 000
	29	264, 800	306, 300	377, 500	429, 400
	30	265, 800	308, 200	379, 100	430, 700
	31	266, 900	310, 000	380, 700	432, 200
	32	267, 900	311, 700	382, 200	433, 700
	33	269, 000	313, 400	383, 700	435, 300
	34	270, 100	315, 200	385, 300	436, 700
	35	271, 300	316, 900	386, 800	438, 300
	36	272, 600	318, 500	388, 300	439, 800
	37	273, 800	320, 100	389, 800	441, 500
	38	274, 900	321, 800	391, 300	443, 000
	39	276, 100	323, 600	392, 800	444, 600
	40	277, 200	325, 300	394, 200	446, 200
	41	278, 500	326, 600	395, 500	447, 700
	42	279, 500	328, 500	397, 000	449, 200
	43	280, 500	330, 300	398, 400	450, 400
	44	281, 400	332, 000	399, 800	451, 600
	45	282, 000	333, 600	401, 300	452, 800
	46	282, 800	335, 500	402, 900	454, 100
	47	283, 600	337, 200	404, 500	455, 300
	48	284, 400	338, 900	405, 900	456, 500
	49	285, 100	340, 600	407, 100	457, 600
	50	285, 900	342, 300	408, 500	458, 800
	51	286, 600	344, 000	409, 900	460, 000
	52	287, 400	345, 700	411, 200	461, 200
	53	288, 200	347, 400	412, 400	462, 400
	54	289, 000	348, 700	413, 600	463, 600
	55	289, 700	350, 000	414, 900	464, 800
	56	290, 500	351, 300	416, 200	466, 000
	57	291, 200	352, 800	417, 500	467, 100
	58	291, 800	354, 400	418, 800	467, 700
	59	292, 600	355, 900	420, 200	468, 200
	60	293, 400	357, 500	421, 400	468, 700
	61	294, 100	358, 900	422, 600	469, 200
	62	294, 700	360, 500	424, 000	
	63	295, 500	362, 100	425, 400	
	64	296, 100	363, 500	426, 700	
	65	297, 100	365, 000	427, 900	
	66	297, 900	366, 600	429, 100	
	67	298, 600	368, 200	430, 400	
	68	299, 300	369, 700	431, 800	
	69	299, 900	371, 200	433, 100	
	70	300, 600	372, 800	434, 300	
	71	301, 300	374, 300	435, 300	
	72	302, 000	375, 800	436, 500	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	73	302,700	377,300	437,700		
	74	303,400	378,900	438,800		
	75	304,100	380,500	440,000		
	76	304,600	382,000	441,000		
	77	305,200	383,400	442,100		
	78	305,800	384,800	443,100		
	79	306,500	386,200	444,100		
	80	307,100	387,500	445,100		
	81	307,600	388,800	446,000		
	82	308,200	390,200	446,800		
	83	308,900	391,500	447,600		
	84	309,600	392,800	448,400		
	85	310,200	393,900	449,100		
	86	311,000	395,300	449,500		
	87	311,700	396,600	449,900		
	88	312,300	397,900	450,300		
	89	313,000	399,100	450,700		
	90	313,800	400,400	451,000		
	91	314,600	401,500	451,300		
	92	315,400	402,700	451,500		
	93	315,900	403,900	451,800		
	94	316,700	405,000	452,100		
	95	317,500	406,200	452,400		
	96	318,300	407,400	452,600		
	97	318,900	408,800	452,800		
	98	319,600	409,800	453,100		
	99	320,400	410,800	453,400		
	100	321,100	411,800	453,600		
	101	321,900	412,700	453,800		
	102	322,700	413,700	454,100		
	103	323,600	414,800	454,400		
	104	324,400	415,900	454,600		
	105	325,000	416,600	454,800		
	106	325,800	417,500			
	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
	109	328,100	420,100			
	110	328,500	420,900			
	111	328,800	421,700			
	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
	116	331,000	425,200			
	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			

	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 247,200	円 288,900	円 319,100	円 348,200	円 436,000

備考 1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委

員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 212,900	円 234,000	円 332,500	円 361,900	円 448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	

	40	276, 200	304, 500	389, 300	409, 100	
	41	277, 400	306, 300	390, 400	410, 200	
	42	278, 500	308, 200	391, 600	411, 500	
	43	279, 600	310, 000	392, 800	412, 500	
	44	280, 700	311, 700	393, 900	413, 600	
	45	281, 600	313, 400	395, 000	414, 800	
	46	282, 400	315, 200	396, 300	416, 000	
	47	283, 200	316, 900	397, 500	417, 200	
	48	284, 000	318, 500	398, 600	418, 400	
	49	284, 600	320, 100	399, 500	419, 500	
	50	285, 400	321, 800	400, 700	420, 500	
	51	286, 100	323, 600	401, 700	421, 800	
	52	286, 800	325, 300	402, 800	423, 000	
	53	287, 600	326, 600	403, 600	424, 200	
	54	288, 400	328, 500	404, 700	425, 300	
	55	289, 000	330, 300	405, 700	426, 400	
	56	289, 700	332, 000	406, 700	427, 500	
	57	290, 400	333, 600	407, 800	428, 500	
	58	291, 200	335, 500	408, 800	429, 700	
	59	292, 000	337, 200	409, 900	430, 900	
	60	292, 600	338, 900	411, 000	432, 100	
	61	293, 200	340, 600	412, 000	432, 700	
	62	293, 900	342, 300	413, 100	433, 500	
	63	294, 600	344, 000	414, 200	434, 200	
	64	295, 100	345, 700	415, 200	434, 700	
	65	295, 800	347, 400	416, 100	435, 000	
	66	296, 500	348, 700	417, 000	435, 300	
	67	297, 100	350, 000	418, 000	435, 700	
	68	297, 700	351, 300	419, 000	436, 100	
	69	298, 400	352, 800	419, 800	436, 400	
	70	299, 100	354, 300	420, 600	436, 800	
	71	299, 700	355, 800	421, 300	437, 100	
	72	300, 400	357, 300	422, 100	437, 400	
	73	300, 900	358, 600	422, 800	437, 700	
	74	301, 500	360, 100	423, 400	438, 000	
	75	302, 200	361, 600	424, 100	438, 300	
	76	302, 700	363, 000	424, 800	438, 600	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	77	303, 300	364, 400	425, 400	438, 800	
	78	303, 900	365, 900	426, 100	439, 100	
	79	304, 500	367, 400	426, 600	439, 400	
	80	305, 100	368, 900	427, 200	439, 600	
	81	305, 600	370, 200	427, 600	439, 800	
	82	306, 100	371, 500	428, 000		
	83	306, 700	372, 800	428, 300		
	84	307, 300	374, 000	428, 500		
	85	307, 700	375, 200	428, 700		
	86	308, 100	376, 400	429, 000		
	87	308, 600	377, 500	429, 300		

	88	309, 100	378, 600	429, 500		
	89	309, 500	379, 600	429, 700		
	90	310, 000	380, 700	430, 000		
	91	310, 400	381, 800	430, 300		
	92	310, 900	382, 900	430, 500		
	93	311, 200	384, 000	430, 700		
	94	311, 700	385, 100	431, 000		
	95	312, 200	386, 100	431, 300		
	96	312, 600	387, 200	431, 500		
	97	312, 900	388, 200	431, 700		
	98	313, 300	389, 200	432, 000		
	99	313, 700	390, 100	432, 300		
	100	314, 100	391, 000	432, 500		
	101	314, 500	391, 800	432, 700		
	102	314, 800	392, 800	433, 000		
	103	315, 100	393, 600	433, 300		
	104	315, 400	394, 500	433, 500		
	105	315, 600	395, 300	433, 700		
	106	315, 900	396, 200			
	107	316, 200	397, 100			
	108	316, 400	398, 000			
	109	316, 600	398, 800			
	110	316, 800	399, 800			
	111	317, 100	400, 700			
	112	317, 400	401, 600			
	113	317, 600	402, 200			
	114	317, 800	403, 100			
	115	318, 000	404, 000			
	116	318, 300	404, 900			
	117	318, 600	405, 700			
	118	318, 800	406, 400			
	119	319, 100	407, 200			
	120	319, 400	408, 000			
	121	319, 600	408, 600			
	122	319, 800	409, 300			
	123	320, 000	410, 000			
	124	320, 300	410, 600			
	125	320, 600	411, 200			
	126		411, 900			
	127		412, 400			
	128		413, 000			
	129		413, 600			
	130		414, 200			
	131		414, 700			
	132		415, 200			
	133		415, 500			
	134		415, 800			
	135		416, 000			

	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 238,400	円 285,800	円 314,300	円 341,600	円 425,600

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円

		196, 200	246, 800	338, 900	388, 500	460, 100
	2	197, 300	251, 100	340, 900	389, 900	470, 300
	3	198, 500	253, 900	342, 900	391, 300	480, 000
	4	199, 600	256, 600	344, 800	392, 700	489, 900
	5	200, 700	259, 200	346, 600	394, 100	499, 800
	6	202, 900	260, 900	348, 600	395, 500	509, 800
	7	205, 000	262, 400	350, 500	396, 800	518, 500
	8	207, 100	263, 900	352, 400	398, 200	526, 400
	9	209, 200	265, 400	354, 100	399, 600	534, 200
	10	211, 200	267, 400	355, 700	401, 100	541, 300
	11	213, 200	269, 300	357, 200	402, 500	546, 600
	12	215, 200	271, 200	358, 800	403, 900	551, 100
	13	217, 200	273, 200	360, 400	405, 200	554, 100
	14	219, 100	275, 400	361, 400	406, 700	556, 100
	15	221, 000	277, 600	362, 400	408, 200	
	16	222, 800	279, 800	363, 300	409, 700	
	17	224, 500	281, 900	364, 400	411, 200	
	18	226, 300	284, 200	365, 600	412, 800	
	19	228, 100	286, 500	366, 800	414, 400	
	20	229, 900	288, 900	368, 000	416, 100	
	21	231, 700	291, 200	369, 200	417, 300	
	22	233, 500	293, 300	370, 300	418, 700	
	23	235, 200	295, 400	371, 300	420, 100	
	24	236, 900	297, 400	372, 300	421, 400	
	25	238, 600	299, 400	373, 400	422, 700	
	26	240, 700	301, 300	374, 400	424, 000	
	27	242, 600	303, 200	375, 300	425, 500	
	28	244, 500	305, 100	376, 300	427, 000	
	29	246, 400	307, 000	377, 200	428, 200	
	30	247, 500	308, 500	378, 000	429, 400	
	31	248, 600	310, 000	378, 800	431, 000	
	32	249, 700	311, 500	379, 600	432, 500	
	33	251, 100	313, 000	380, 300	433, 800	
	34	252, 400	314, 500	381, 000	435, 200	
	35	253, 800	316, 000	381, 800	436, 600	
	36	255, 200	317, 400	382, 600	438, 000	
	37	256, 600	318, 800	383, 300	439, 400	
	38	258, 100	319, 700	384, 000	440, 800	
	39	259, 600	320, 600	384, 800	442, 200	
	40	261, 200	321, 400	385, 600	443, 600	
	41	262, 600	322, 100	386, 400	444, 700	
	42	263, 900	322, 600	387, 600	446, 000	
	43	265, 300	323, 100	388, 800	447, 400	
	44	266, 700	323, 500	390, 000	448, 700	
	45	268, 200	323, 900	390, 700	449, 500	
	46	269, 500	324, 400	391, 700	450, 300	
	47	270, 700	324, 900	392, 500	451, 200	
	48	271, 900	325, 300	393, 200	452, 100	

	49	273, 100	325, 700	393, 900	452, 900
	50	274, 200	326, 100	394, 600	453, 700
	51	275, 300	326, 400	395, 200	454, 300
	52	276, 400	326, 900	395, 800	455, 100
	53	277, 400	327, 300	396, 400	455, 500
	54	278, 500	327, 700	397, 100	456, 100
	55	279, 500	328, 100	397, 900	456, 600
	56	280, 500	328, 400	398, 700	457, 100
	57	281, 500	328, 800	399, 300	457, 600
	58	282, 200	329, 100	400, 100	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	59	282, 700	329, 500	400, 800	
	60	283, 300	329, 800	401, 500	
	61	283, 900	330, 200	402, 100	
	62	284, 500	330, 700	402, 800	
	63	285, 100	331, 300	403, 400	
	64	285, 600	331, 800	404, 100	
	65	286, 200	332, 200	404, 800	
	66	286, 700	332, 800	405, 400	
	67	287, 300	333, 300	406, 000	
	68	287, 800	333, 900	406, 700	
	69	288, 400	334, 400	407, 400	
	70	289, 100	334, 900	407, 900	
	71	289, 700	335, 400	408, 500	
	72	290, 300	336, 000	409, 100	
	73	290, 900	336, 500	409, 600	
	74	291, 500	337, 200	410, 200	
	75	292, 100	337, 900	410, 800	
	76	292, 800	338, 600	411, 300	
	77	293, 400	339, 200	411, 800	
	78	294, 100	339, 800	412, 300	
	79	294, 800	340, 500	412, 800	
	80	295, 300	341, 200	413, 500	
	81	295, 900	341, 900	413, 900	
	82	296, 500	342, 600		
	83	297, 200	343, 200		
	84	297, 800	343, 800		
	85	298, 300	344, 300		
	86	298, 900	344, 800		
	87	299, 600	345, 200		
	88	300, 200	345, 600		
	89	300, 700	345, 900		
	90	301, 300	346, 400		
	91	302, 000	346, 700		
	92	302, 600	347, 100		
	93	303, 200	347, 400		
	94	303, 800	347, 700		
	95	304, 400	348, 100		
	96	305, 000	348, 500		

	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 230,200	円 273,400	円 299,200	円 343,000	円 403,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6（第5条関係）

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700

	7	321, 500	429, 800	481, 000	594, 100
	8	324, 900	431, 900	482, 800	597, 000
	9	328, 300	434, 000	484, 600	599, 500
	10	331, 800	435, 500	486, 300	601, 800
	11	335, 200	437, 000	488, 100	
	12	338, 600	438, 500	489, 900	
	13	342, 000	439, 900	491, 700	
	14	345, 500	441, 300	493, 400	
	15	348, 900	442, 800	495, 200	
	16	352, 300	444, 200	497, 000	
	17	355, 700	445, 500	498, 800	
	18	358, 800	447, 000	500, 700	
	19	362, 000	448, 400	502, 600	
	20	365, 200	449, 800	504, 500	
	21	368, 500	451, 100	506, 400	
	22	371, 600	452, 600	508, 100	
	23	374, 700	454, 000	509, 900	
	24	377, 700	455, 400	511, 700	
	25	380, 800	456, 800	513, 300	
	26	383, 100	458, 200	515, 100	
	27	385, 400	459, 500	516, 900	
	28	387, 600	460, 900	518, 400	
	29	389, 500	462, 300	519, 800	
	30	391, 200	463, 600	521, 500	
	31	392, 900	465, 000	523, 300	
	32	394, 700	466, 400	525, 000	
	33	396, 400	467, 700	526, 500	
	34	398, 200	469, 100	527, 800	
	35	399, 800	470, 400	529, 100	
	36	401, 100	471, 800	530, 400	
	37	402, 500	473, 200	531, 400	
	38	403, 900	474, 900	532, 700	
	39	405, 300	476, 500	534, 000	
	40	406, 700	478, 000	535, 300	
	41	408, 200	479, 600	536, 300	
	42	408, 900	480, 800	537, 100	
	43	409, 500	481, 900	537, 900	
	44	410, 100	483, 000	538, 700	
	45	410, 900	484, 000	539, 600	
	46	411, 500	484, 900	540, 400	
定年前 再任用 短時間	47	412, 100	485, 800	541, 200	
勤務職 員以外 の職員	48	412, 600	486, 600	541, 900	
	49	413, 100	487, 300	542, 700	
	50	413, 500	488, 000	543, 500	
	51	414, 000	488, 700	544, 200	
	52	414, 400	489, 300	545, 100	
	53	414, 800	489, 900	546, 000	
	54	415, 100	490, 600	546, 800	

	55	415, 400	491, 200	547, 700	
	56	415, 800	491, 800	548, 600	
	57	416, 100	492, 100	549, 400	
	58	416, 500	492, 700	550, 200	
	59	416, 800	493, 300	551, 000	
	60	417, 200	494, 000	551, 700	
	61	417, 600	494, 400	552, 500	
	62	417, 900	495, 000	553, 400	
	63	418, 200	495, 700	554, 300	
	64	418, 500	496, 400	555, 200	
	65	418, 800	496, 800	556, 000	
	66		497, 400	556, 900	
	67		498, 000	557, 800	
	68		498, 500	558, 700	
	69		499, 000	559, 500	
	70		499, 500	560, 400	
	71		500, 000	561, 300	
	72		500, 500	562, 200	
	73		500, 900	563, 000	
	74		501, 400		
	75		501, 800		
	76		502, 200		
	77		502, 700		
	78		503, 300		
	79		503, 800		
	80		504, 200		
	81		504, 700		
	82		505, 300		
	83		505, 900		
	84		506, 400		
	85		506, 900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312, 900	円 356, 500	円 412, 800	円 488, 500

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		1	円 201, 000	円 239, 800	円 274, 400	円 293, 300	円 326, 300	円 372, 300
								円 427, 200

2	203, 100	241, 100	275, 200	294, 100	327, 700	374, 000	429, 100
3	205, 200	242, 400	275, 900	294, 800	329, 100	375, 600	431, 100
4	207, 300	243, 700	276, 700	295, 500	330, 500	377, 200	432, 900
5	209, 300	244, 900	277, 500	296, 200	331, 900	378, 700	434, 700
6	211, 300	246, 000	278, 300	296, 900	333, 500	380, 300	436, 300
7	213, 300	247, 000	279, 100	297, 600	335, 000	381, 900	437, 900
8	215, 100	247, 900	279, 800	298, 300	336, 500	383, 500	439, 400
9	216, 900	249, 000	280, 500	299, 100	337, 900	385, 100	440, 900
10	218, 800	250, 100	281, 300	299, 800	339, 500	387, 100	442, 200
11	220, 700	251, 200	282, 100	300, 600	341, 000	389, 100	443, 500
12	222, 800	252, 400	282, 900	301, 200	342, 500	391, 100	444, 800
13	224, 500	253, 600	283, 700	301, 800	343, 900	392, 500	446, 100
14	226, 500	254, 800	284, 500	302, 900	345, 500	394, 200	447, 300
15	228, 700	256, 000	285, 200	304, 000	347, 000	395, 900	448, 500
16	230, 800	257, 100	286, 000	305, 200	348, 500	397, 600	449, 600
17	232, 900	258, 100	286, 800	306, 300	350, 000	399, 300	450, 800
18	234, 000	259, 100	287, 600	307, 500	351, 600	400, 800	451, 900
19	235, 000	260, 200	288, 400	308, 600	353, 200	402, 300	453, 100
20	236, 100	261, 200	289, 100	309, 800	354, 700	403, 800	454, 300
21	237, 200	262, 300	289, 900	311, 000	356, 000	405, 100	455, 400
22	238, 000	263, 200	290, 800	312, 200	357, 500	406, 400	456, 200
23	238, 900	264, 000	291, 700	313, 400	359, 000	407, 700	456, 600
24	239, 700	264, 800	292, 400	314, 500	360, 500	408, 800	457, 300
25	240, 600	265, 600	293, 100	315, 700	361, 900	409, 900	457, 800
26	241, 500	266, 400	294, 000	316, 900	363, 400	411, 000	458, 200
27	242, 400	267, 200	294, 900	318, 000	364, 900	412, 100	458, 600
28	243, 300	268, 000	295, 600	319, 200	366, 300	413, 200	459, 000
29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700	414, 000	459, 400
30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300	414, 800	459, 800
31	245, 600	270, 300	298, 300	322, 800	370, 700	415, 500	460, 100
32	246, 400	271, 100	299, 300	324, 000	372, 200	416, 300	460, 400
33	247, 100	271, 900	300, 300	325, 100	373, 400	416, 700	460, 700
34	247, 700	272, 700	301, 400	326, 200	374, 500	417, 300	461, 000
35	248, 400	273, 300	302, 400	327, 400	375, 700	417, 800	461, 300
36	249, 100	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800	418, 200	461, 600
37	249, 800	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800	418, 600	461, 900
38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600	418, 800	
39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500	419, 100	
40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400	
41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700	
42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000	
43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300	
44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600	
45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800	
46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100	
47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400	
48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700	
49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900	

	50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100	
	51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400	
	52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700	
定年	53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900	
前再	54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800		
任用	55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500		
短時	56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100		
間勤								
務職	57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500		
員以	58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000		
外の	59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600		
職員	60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200		
	61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600		
	62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100		
	63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600		
	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100		
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700		
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200		
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800		
	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400		
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900		
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400		
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800		
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200		
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500		
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000		
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400		
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800		
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200		
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700			
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900			
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200			
	81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700			
	82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000			
	83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300			
	84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600			
	85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000			
	86		303, 000	341, 100	362, 300			
	87		303, 200	341, 400	362, 600			
	88		303, 400	341, 700	362, 900			
	89		303, 800	342, 000	363, 300			
	90		304, 000	342, 200	363, 600			
	91		304, 200	342, 600	363, 800			
	92		304, 400	342, 900	364, 100			
	93		304, 800	343, 100	364, 400			
	94		305, 000	343, 400	364, 800			
	95		305, 200	343, 700	365, 200			
	96		305, 500	343, 900	365, 600			
	97		305, 800	344, 100	366, 100			

	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	1	円	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2		223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3		225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4		227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5		228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6		230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7		232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8		234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9		235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10		237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11		239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12		241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13		243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14		245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15		247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16		249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17		251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18		253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19		255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700

	20	257, 500	276, 800	302, 700	318, 400	351, 300	408, 400
	21	259, 400	277, 800	303, 200	319, 200	352, 400	410, 100
	22	260, 600	278, 800	303, 600	320, 100	353, 600	411, 800
	23	261, 700	279, 700	304, 100	321, 000	354, 700	413, 600
	24	262, 800	280, 700	304, 500	321, 800	355, 800	415, 400
	25	263, 900	281, 500	305, 000	322, 600	356, 800	417, 000
	26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100	418, 700
	27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400	420, 500
	28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700	422, 300
	29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900	423, 800
	30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400	425, 300
	31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900	426, 800
	32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400	428, 100
	33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600	429, 300
	34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400
	35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600
	36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800
	37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100
	38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200
	39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400
	40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600
	41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800
	42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800
	43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900
	44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000
	45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000
	46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
	47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
	48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
	49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
	50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
	51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
	52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
	53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
	54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
	55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
	56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
	57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	
	63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
	64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
	65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
	66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
	67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	

	68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
	69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
	70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
	71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	
	72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
	73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
	74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
	75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
	76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
	77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
	78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
	79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
	80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
	81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
	82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
	84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
	85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
	86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900		
	87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500		
	88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000		
	89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300		
	90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800		
	91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100		
	92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400		
	93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000		
	94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500		
	95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000		
	96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500		
	97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100		
	98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600		
	99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100		
	100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500		
	101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100		
	102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600		
	103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100		
	104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600		
	105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200		
	106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600		
	107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100		
	108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600		
	109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200		
	110	306, 500	337, 800	372, 400			
	111	306, 700	338, 100	372, 900			
	112	307, 000	338, 400	373, 300			
	113	307, 300	338, 700	373, 700			
	114	307, 500	339, 100	374, 100			
	115	307, 800	339, 400	374, 600			

	116	308, 000	339, 700	375, 100			
	117	308, 300	339, 900	375, 500			
	118	308, 500	340, 200	376, 000			
	119	308, 800	340, 500	376, 500			
	120	309, 100	340, 700	377, 000			
	121	309, 400	340, 900	377, 300			
	122	309, 700	341, 200				
	123	310, 000	341, 500				
	124	310, 300	341, 800				
	125	310, 500	342, 000				
	126	310, 700	342, 300				
	127	311, 000	342, 600				
	128	311, 400	342, 800				
	129	311, 600	343, 000				
	130	311, 900	343, 200				
	131	312, 200	343, 500				
	132	312, 600	343, 700				
	133	312, 800	344, 000				
	134	313, 100	344, 400				
	135	313, 400	344, 800				
	136	313, 700	345, 200				
	137	313, 900	345, 500				
	138	314, 200	345, 900				
	139	314, 500	346, 300				
	140	314, 800	346, 700				
	141	315, 000	347, 000				
	142	315, 300	347, 400				
	143	315, 700	347, 700				
	144	316, 000	348, 100				
	145	316, 200	348, 400				
	146	316, 400	348, 800				
	147	316, 700	349, 200				
	148	317, 000	349, 600				
	149	317, 200	349, 900				
	150	317, 400	350, 300				
	151	317, 700	350, 700				
	152	318, 000	351, 100				
	153	318, 400	351, 400				
	154	318, 600					
	155	318, 800					
	156	319, 100					
	157	319, 400					
	158	319, 700					
	159	320, 000					
	160	320, 300					
	161	320, 700					
	162	321, 000					
	163	321, 300					

	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額					
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 第2条 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第4 教育職給料表(2)備考2中「うち」を「給料月額は」に、「の給料月額は、この表の額に7,700円」を「にあつてはこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつてはこの表の額に3,800円」に改め、別表第4 教育職給料表(3)備考2中「うち」を「給料月額は」に、「の給料月額は、この表の額に7,500円」を「にあつてはこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつてはこの表の額に4,000円」に改める。

## 第3条 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

## 第4条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
----	------

	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

第6条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

**第5条** 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第6条** 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

**第7条** 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第8条** 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第9条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

**第9条** 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第9条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年1月1日から、第3条、第5条、第7条及び第9条並びに附則第7項の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第27条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第6条の規定（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第27条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（任期付研究員条例第6条第3項の改正規定に限る。）による改正後

の任期付研究員条例の規定、第6条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第8条の規定による改正後の沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の規定及び附則第6項の規定は同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

3 令和7年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例、第6条の規定による改正後の任期付職員条例又は第8条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付研究員条例、第6条の規定による改正前の任期付職員条例又は第8条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例、第6条の規定による改正後の任期付職員条例又は第8条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正）

6 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

- (1) 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）第5条第2項
- (2) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第7条
- (3) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）第4条

7 次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

- (1) 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項
- (2) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第7条
- (3) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例第4条

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

#### 理由

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和7年度」を「令和12年度」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

令和12年度を目途として、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加えることとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例（平成28年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表収支報告書等の写しの交付手数料の項中「又は政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書又は確認書」に改め、同項の次に次のように加える。

都道府県提出文書の写しの交付手数料	政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付	アからウまでに掲げる交付の方法に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア 都道府県提出文書を複写機によりA4の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 交付する用紙1枚につき10円 イ 都道府県提出文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に都道府県提出文書の文書1枚ごとに10円を加えた額 ウ 都道府県提出文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき100円に都道府県提出文書の文書1枚ごとに10円を加えた額
-------------------	--	---

### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

政治資金規正法の一部が改正され、国会議員関係政治団体の収支報告書に係る当該団体の代表者が作成した確認書の写しが交付請求の対象となったことを踏まえ、当該写しの交付手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「212番地」を「212番地3」に改める。

第5条第1項中「又は健康診断」を削り、同条第2項中「（以下「点数表」という。）」を削り、同項ただし書を削る。

第6条中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

沖縄県立総合精神保健福祉センターの位置等について、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6号中「(4)まで」を「(5)まで」に改め、同号(2)中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。(3)、次号及び別表第2第1号(2)において同じ。）により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2第1号(1)において同じ。）」を加え、同号中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合 第4号(10)、(11)、(15)から(17)まで、(20)及び(21)並びに前号(8)及び(9)

別表第1第7号中「をする営業」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。）」を加え、「別表第2第1号(1)」を「別表第2第1号(1)ア」に改める。

別表第2第1号を次のように改める。

### 1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合にあっては、次の要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。

(2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあって

は、次の要件を満たすこと。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、調理後の食品に係る外部からの汚染等を防止する構造を持つ保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、一定の時間を経過した調理後の食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

#### 理 由

食品衛生法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合の営業施設の基準を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 海水浴場（第5条—第8条）
- 第3章 遊泳区域（第9条・第10条）
- 第4章 催物の開催（第11条—第14条）
- 第5章 海域レジャー事業（第15条—第24条）
- 第6章 遊泳者の事故防止等（第25条）
- 第7章 操縦者の事故防止等（第26条—第30条）
- 第8章 助告等（第31条—第33条）
- 第9章 雜則（第34条—第41条）
- 第10章 罰則（第42条—第45条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この条例は、県及び海域等利用者等の責務を明らかにするとともに、海域レジャー提供業者の事故防止の措置等を定めることにより、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

##### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水難事故　水難等の事故をいう。
- (2) 海域　沖縄県の区域内の海域をいう。
- (3) 内水域　沖縄県の区域内の河川及び湖沼をいう。

- (4) 海域等利用者　海域又は内水域において、スポーツ、レクリエーション等のため遊泳、潜水等をし、又はプレジャー・ボート、カヌー等若しくは水上設置遊具を利用している者、漁業に従事している者及び工事等の作業に従事している者をいう。
- (5) 潜水　水中において給気を受けることのできる器具を用いて、水中に潜ることをいう。
- (6) スノーケリング　スノーケルを用いて、遊泳することをいう。
- (7) 遊泳者　遊泳及び潜水している者並びにゴムボート、浮輪その他の身体に危害を及ぼすおそれのない遊泳器具をその本来の用い方に従って用いている者をいう。
- (8) 海水浴場　特定の海域において遊泳する者の利便に供するための施設及び遊泳者に係る水難事故の防止のための設備を設けること等により、通常公衆が遊泳のため利用することのできるものとして環境を整備した場合における当該特定の海域及びこれに接続する海浜をいう。
- (9) 動力船　機関を用いて推進する船舶をいう。
- (10) プレジャー・ボート　スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶、サーフボード、セールボードその他の公安委員会規則で定めるものをいう。
- (11) カヌー等　ろかいをもって運転し、かつ、スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶等であって公安委員会規則で定めるものをいう。
- (12) 水上設置遊具　気体を充填して水上に浮遊させる遊具又は水上において浮力を有する素材から製造された遊具であって、係留その他の方法により水上における位置を保持した上でスポーツ又はレクリエーションの用に供するものをいう。

(県の責務)

- 第3条** 県は、水難事故の防止に関する総合的な施策を実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携及び協力を図るものとする。
  - 3 県は、市町村が水難事故の防止に関する施策を実施しようとする場合には、技術的な助言その他の支援を行うものとする。
  - 4 県は、海域及び内水域の安全な利用に関し、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(海域等利用者等の責務)

- 第4条** 海域等利用者は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等のため

の遊泳、潜水等並びにプレジャーボート、カヌー等及び水上設置遊具の利用、漁業並びに工事等の作業が常に水難事故の危険を伴うものであることを認識し、海域及び内水域の安全な利用に努めるものとする。

- 2 何人も、水難事故が発生していると認められる場合又は発生するおそれがあると認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。
- 3 何人も、県が実施する水難事故の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 海水浴場

(海水浴場開設の届出)

**第5条** 海水浴場を開設しようとする者は、開設しようとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。
  - (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 海水浴場の名称
  - (3) 海水浴場の区域
  - (4) 海水浴場を公衆の利用に供する期間
  - (5) 海水浴場に設ける施設、設備等の概要
  - (6) 海水浴場における遊泳者に係る水難事故の防止その他遊泳者の安全のためにとる措置の概要
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、海水浴場を開設してはならない。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
  - (3) 第32条第2項から第4項までの規定により命令を受けた日から起算して3年を経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有す

る者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第8号において同じ。) であった者で当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないものを含む。)

- (4) 第32条第2項から第4項までの規定による命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に次条、第12条及び第16条の規定による廃止又は中止の届出をした者（廃止又は中止について相当な理由がある者を除く。）で当該届出の日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第9号において「暴力団員等」という。）
- (6) 心身の故障により海水浴場の開設を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (7) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (8) 法人でその役員のうちに第1号から第6号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に海水浴場を公衆の利用に供させてはならない。

（海水浴場開設の変更等の届出）

**第6条** 前条第1項の規定による届出をした者は、届出に係る海水浴場を廃止したとき、又は同条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を届出書により公安委員会に届け出なければならない。

（国の機関等の特例）

**第7条** 国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）が海水浴場を開設しようとするときは、第5条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合において、国の機関等は、同項に規定する期日までに、同条第2項各号に掲げる事項について公安委員会に通知するものとする。

2 国の機関等は、前項の通知に係る海水浴場を廃止したとき、又は第5条第2項各号に

掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を公安委員会に通知するものとする。

(海水浴場開設者の事故防止等の措置)

**第8条** 第5条第1項の規定による届出又は前条第1項の規定による通知をした者（次項、第25条第1項及び第34条第1項において「海水浴場開設者」という。）は、当該届出又は通知に係る海水浴場における遊泳者に係る水難事故の防止及び水難事故発生時ににおける人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 遊泳者が安全に遊泳することができる区域を旗、浮標、立標等で標示するとともに、海水浴場の区域を看板、立札等により明示すること。
- (2) 水難事故を防止するため必要な遊泳上の遵守事項を記載した看板等を海水浴場内の見やすい場所に掲示し、又は当該遵守事項を放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。
- (3) 水難事故を防止するために必要な監視人を海水浴場に置き、遊泳者を監視させる等の措置をとること。
- (4) 水難事故発時における人命救助を行うために必要な水難救助員を海水浴場に置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようすること。なお、水難救助員は、前号の監視人を兼ねることができること。
- (5) 水難事故が発生した場合において、直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 海水浴場において水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

2 海水浴場開設者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる措置に係る外国人に対する周知に資する措置をとること。
- (2) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- (3) 公安委員会規則で定める設備等を整備すること。

### 第3章 遊泳区域

(遊泳区域の指定)

**第9条** 公安委員会は、人の遊泳する海域又は内水域において、遊泳者と船舶とが混在している場合に、遊泳者と船舶との衝突等による遊泳者に係る事故を防止するため必要があると認めるときは、特定の区域を、期間を定め、遊泳者が船舶と衝突等による危害を受けることなく遊泳を行うことのできる遊泳区域（以下この条において「遊泳区域」という。）として指定することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による遊泳区域の指定に当たっては、関係市町村及び漁業協同組合その他遊泳区域の指定に関して利害を有するものの意見を聴かなければならぬ。

3 何人も第1項の遊泳区域において船舶を航行させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 警察用船舶が遊泳者に係る水難事故を防止するため航行する場合その他官公署の行政目的遂行のため必要がある場合
- (2) 水難事故が発生した場合において当該救助活動に従事するため必要があるとき。
- (3) 遊泳者に係る事故の防止のために必要と認められる場合
- (4) 船舶の衝突その他船舶交通の危険を回避するためやむを得ず遊泳区域に進入する場合
- (5) 第11条第1項の規定による届出のあった催物に参加するため必要がある場合

4 公安委員会は、第1項の規定により遊泳区域を指定する場合には、その旨を県公報で告示するとともに、公安委員会規則で定める標識を設置しなければならない。

5 何人も、みだりに前項に規定する標識を移動し、又は損壊してはならない。  
(警察官の指示)

**第10条** 警察官は、前条第3項の規定に違反して船舶を航行させている者に対し、当該違反行為を中止すること又は当該違反行為に伴い発生した危険を除去するため必要な措置をとることを指示することができる。

#### 第4章 催物の開催

(催物の開催の届出)

**第11条** 海域又は内水域において、広告その他の方法により公衆を集め観覧させる目的で、ボート競走、ヨット競走、ボードセーリング競走、水泳競技、花火大会その他の催物（以下「催物」という。）を開催しようとする者は、開催しようとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 催物の目的
- (3) 催物を開催する場所及び日時
- (4) 催物の形態
- (5) 事故防止のためにとる措置の概要

3 第1項の規定にかかわらず、催物のうち公安委員会規則で定めるものについては、届出を要しないものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に催物を開催させなければならない。

（催物の開催の変更等の届出）

**第12条** 前条第1項の規定による届出をした者は、届出に係る催物の開催を中止するとき、又は同条第2項各号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を届出書により公安委員会に届け出なければならない。

（国の機関等の特例）

**第13条** 国の機関等が催物を開催しようとするときは、第11条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合において、国の機関等は、同項に規定する期日までに、同条第2項各号に掲げる事項について公安委員会に通知するものとする。

2 国の機関等は、前項の通知に係る催物の開催を中止するとき、又は第11条第2項各号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を公安委員会に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、催物のうち公安委員会規則で定めるものについては、通知を要しないものとする。

（海水浴場開設者の規定の準用）

**第14条** 第5条第3項の規定は、催物を開催しようとする者について準用する。この場合において、同項中「海水浴場を開設」とあるのは「催物を開催」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第6条」と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「催物の開催」と読み替えるものとする。

## 第5章 海域レジャー事業

(海域レジャー事業の届出)

**第15条** 次に掲げる事業（以下「海域レジャー事業」という。）を営もうとする者は、その事業を営もうとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてプレジャーボートを賃貸その他の方法により利用させる事業
- (2) 海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてプレジャーボートをけい留し、又は保管する事業
- (3) 海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてカヌー等を賃貸その他の方法により利用させる事業
- (4) 特定の海域又は内水域において潜水をしようとする人の需要に応じてこれをその海域又は内水域に案内し、潜水をさせる事業
- (5) 特定の海域又は内水域においてスノーケリングをしようとする人の需要に応じてこれをその海域又は内水域に案内し、スノーケリングをさせる事業
- (6) 海域又は内水域に水上設置遊具を設け、人の需要に応じて当該水上設置遊具を利用する事業

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業所の名称、所在地及び当該事業所において取り扱う事業の種別
- (3) 事業所の管理者の氏名及び住所
- (4) 事業を営もうとする日（一定の期間に限り事業を営もうとする者にあっては、当該期間）
- (5) 事業形態及び方法
- (6) 事業に伴い発生が予想される水難事故を防止するためにとる措置の概要
- (7) 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

3 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に海域レジャー事業を営ませてはならない。

(海域レジャー事業の変更等の届出)

**第16条** 前条第1項の規定による届出をした者（以下「海域レジャー事業者」という。）は、届出に係る海域レジャー事業を廃止したとき、又は同条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を届出書により公安委員会に届け出なければならない。

（国の機関等の特例）

**第17条** 国の機関等が海域レジャー事業を営もうとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合において、国の機関等は、同項に規定する期日までに、同条第2項各号（第7号を除く。次項において同じ。）に掲げる事項について公安委員会に通知するものとする。

2　国の機関等は、前項の通知に係る海域レジャー事業を廃止したとき、又は第15条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を公安委員会に通知するものとする。

（海水浴場開設者の規定の準用）

**第18条** 第5条第3項の規定は、海域レジャー事業を営もうとする者について準用する。この場合において、同項中「海水浴場を開設して」とあるのは「海域レジャー事業を営んで」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第6条」と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「海域レジャー事業」と読み替えるものとする。

（プレジャーボート提供業届出者等の事故防止等の措置）

**第19条** 第15条第1項第1号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条及び第26条第1項において「プレジャーボート提供業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るために、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、プレジャーボートを利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに衝突その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場所においては、プレジャーボートを利用させないこと。
- (3) プレジャーボート利用者（プレジャーボート提供業届出者の事業の用に供するプレジャーボートを利用する者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）が

飲酒、薬物の影響その他の理由によりプレジャーボートの正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にプレジャーボートを利用させないこと。

- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようすること。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 公安委員会規則で定めるところにより、プレジャーボート利用者の名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。
- (7) プレジャーボート利用者に救命胴衣又はウェットスーツ（第23条第1項第8号、第25条第2項第3号及び第26条第3項第3号において「救命胴衣等」という。）（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項の小型船舶（第26条第3項第3号において「小型船舶」という。）に該当するプレジャーボートに係るプレジャーボート利用者にあっては救命胴衣）を着用させること。
- (8) プレジャーボート利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (9) プレジャーボート利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (10) 利用させたプレジャーボートに係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

## 2 プレジャーボート提供業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

- (1) プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをプレジャーボート利用者に遵守させること。
- (2) プレジャーボート利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- (3) プレジャーボート利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- (4) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向

上を図るための講習を受講させること。

- (5) プレジャーボート提供業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。

3 プレジャーボート提供業届出者は、プレジャーボート利用者が外国人であるときは、第1項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに掲げる措置並びに前項第1号及び第3号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項第1号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

(マリーナ業届出者等の事故防止等の措置)

**第20条** 第15条第1項第2号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この項及び第26条第1項において「マリーナ業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るために、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

- (1) マリーナ利用者（マリーナ業届出者の事業の用に供する設備等にけい留し、又は保管しているプレジャーボートを利用する者をいう。以下この項において同じ。）に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。

- (2) マリーナ利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。

- (3) プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをマリーナ利用者に遵守させること。

- (4) マリーナ利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。

- (5) マリーナ利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。

- (6) マリーナ利用者が外国人であるときは、第1号から第3号まで及び前号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

2 前項の規定は、第15条第1項第2号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

(カヌー等提供業届出者等の事故防止等の措置)

**第21条** 第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「カヌー等提供業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、カヌー等を利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に衝突その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場所においては、カヌー等を利用させないこと。
- (3) カヌー等利用者（カヌー等提供業届出者の事業の用に供するカヌー等を利用する者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）が飲酒、薬物の影響その他の理由によりカヌー等の正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にカヌー等を利用させないこと。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようすること。
- (5) カヌー等のうち公安委員会規則で定めるもの（以下この号、次号及び第36条第2項において「特定カヌー等」という。）を利用するカヌー等提供業届出者は、事業所ごとに、自ら特定カヌー等を操縦し、並びにカヌー等利用者を案内し、監視し、及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導をし、その他必要な措置を行う者（以下この条及び第36条第2項において「カヌー等ガイド」という。）を置くこと。
- (6) 特定カヌー等をカヌー等利用者に利用させるときは、カヌー等ガイドに特定カヌー等を操縦させ、案内、監視及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導その他必要な措置を行わせること。
- (7) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (8) 公安委員会規則で定めるところにより、カヌー等利用者の名簿及びカヌー等ガイドの名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。

- (9) カヌー等利用者に救命胴衣を着用させること。
  - (10) カヌー等利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
  - (11) カヌー等利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
  - (12) 利用させたカヌー等に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- 2 カヌー等提供業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。
- (1) カヌー等に係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをカヌー等利用者に遵守させること。
  - (2) カヌー等利用者又はカヌー等ガイドと事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
  - (3) カヌー等利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
  - (4) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
  - (5) カヌー等ガイドに対し、毎年1回以上、カヌー等ガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
  - (6) カヌー等提供業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。
- 3 カヌー等提供業届出者は、カヌー等利用者が外国人であるときは、第1項第1号から第3号まで及び第9号から第11号までに掲げる措置並びに前項第1号及び第3号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

(潜水業届出者の事故防止等の措置)

**第22条** 第15条第1項第4号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「潜水業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 事業所ごとに、自ら潜水をし、並びに潜水者（潜水業届出者の案内を受け、潜水をする者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）を案内し、監視し、及び潜水者に対する安全な潜水のための指導をし、その他必要な措置を行う者（以下この条及び第36条第3項において「ガイドダイバー」という。）を置くこと。
- (2) 潜水者に潜水をさせるときは、ガイドダイバーを潜水させ、案内、監視及び潜水者に対する安全な潜水のための指導その他必要な措置を行わせること。
- (3) 潜水具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これを潜水者に使用させないこと。
- (4) 潜水者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な潜水ができない状態にあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (5) 潜水者の健康状態、潜水経験、潜水技能その他の事情により安全な潜水ができないおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向その他の気象若しくは波高、潮流その他の海象が潜水者の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (7) 公安委員会規則で定めるところにより、潜水者の名簿及びガイドダイバーの名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。
- (8) 潜水者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- 2 潜水業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。
- (1) 潜水者に係る水難事故を防止するため必要な潜水上の遵守事項を定め、これを潜水者に遵守させること。
- (2) 潜水者又はガイドダイバーが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。
- (3) 潜水者の案内に船舶を用いる場合は、その船上において潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行う者（次号において「潜水者安全確保要員」という。）を置くこと。
- (4) 潜水者に潜水をさせるときは、潜水者安全確保要員に潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及び

ロープ又は救命ボート及びロープを備えること。

- (6) ガイドダイバーに対し、毎年1回以上、ガイドダイバーに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。

3 潜水業届出者は、潜水者が外国人であるときは、第1項第3号から第6号までに掲げる措置並びに前項第1号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

(スノーケリング業届出者の事故防止等の措置)

**第23条** 第15条第1項第5号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「スノーケリング業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るために、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 事業所ごとに、自ら同伴をし、並びにスノーケリング者（スノーケリング業届出者の案内を受け、スノーケリングをする者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）を案内し、監視し、及びスノーケリング者に対する安全なスノーケリングのための指導をし、その他必要な措置を行う者（以下この条及び第36条第4項において「スノーケリングガイド」という。）を置くこと。
- (2) スノーケリング者にスノーケリングをさせるときは、スノーケリングガイドを同伴させ、案内、監視及びスノーケリング者に対する安全なスノーケリングのための指導その他必要な措置を行わせること。
- (3) スノーケリング器具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これをスノーケリング者に使用させないこと。
- (4) スノーケリング者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常なスノーケリングができない状態にあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (5) スノーケリング者の健康状態、スノーケリング経験、スノーケリング技能その他の事情により安全なスノーケリングができないおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向その他の気象若しくは波高、潮流その他の海象がスノーケリング者の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (7) 公安委員会規則で定めるところにより、スノーケリング者の名簿及びスノーケリン

グガイドの名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。

(8) スノーケリング者に救命胴衣等を着用させること。ただし、スノーケルによる呼吸を行うことができない水深における遊泳を伴うスノーケリングであって、救命胴衣等を着用することにより当該スノーケリングが困難になる場合において公安委員会規則で定める措置をとるときは、この限りでない。

(9) スノーケリング者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

2 スノーケリング業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

(1) スノーケリング者に係る水難事故を防止するため必要なスノーケリング上の遵守事項を定め、これをスノーケリング者に遵守させること。

(2) スノーケリング者又はスノーケリングガイドが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。

(3) スノーケリング者の案内に船舶を用いる場合は、その船上においてスノーケリング者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行う者（次号において「スノーケリング者安全確保要員」という。）を置くこと。

(4) スノーケリング者にスノーケリングをさせるときは、スノーケリング者安全確保要員にスノーケリング者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。

(5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。

(6) スノーケリングガイドに対し、毎年1回以上、スノーケリングガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。

3 スノーケリング業届出者は、スノーケリング者が外国人であるときは、第1項第3号から第6号まで及び第8号に掲げる措置並びに前項第1号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

（水上設置遊具運営業届出者等の事故防止等の措置）

**第24条** 第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「水上設置遊具運営業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、水上設置遊具の安全な利用が阻害され、水上設置遊具利用者（水上設置遊具運営業届出者の事業の用に供する水上設置遊具を利用する者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）に危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、水上設置遊具を利用させないこと。
- (2) 水上設置遊具利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由により水上設置遊具の正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者に水上設置遊具を利用させないこと。
- (3) 水難事故を防止するために必要な監視人を水上設置遊具又はその付近に置き、水上設置遊具利用者を監視させる等の措置をとること。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を水上設置遊具又はその付近に置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようすること。なお、水難救助員は、前号の監視人を兼ねることができる。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 水上設置遊具利用者に救命胴衣を着用させること。
- (7) 水上設置遊具利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な利用に必要な情報を提供すること。
- (8) 水上設置遊具利用者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- 2 水上設置遊具運営業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。
- (1) 水上設置遊具利用者に係る水難事故を防止するため必要な水上設置遊具の利用上の遵守事項を定め、これを水上設置遊具利用者に遵守させること。
- (2) 水上設置遊具の形状、寸法、構造等を踏まえ、当該水上設置遊具の維持管理その他の安全上必要な措置をとること。
- (3) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- (4) 水上設置遊具運営業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。
- 3 水上設置遊具運営業届出者は、水上設置遊具利用者が外国人であるときは、第1項第

1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる措置並びに前項第1号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

## 第6章 遊泳者の事故防止等

**第25条** 遊泳者は、海水浴場開設者が水難事故の防止のために定めた遵守事項に従うよう努めなければならない。

2 遊泳者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、自ら水難事故の防止に努めなければならない。

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、正常な遊泳、潜水等が阻害され、自己の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められるときは、遊泳、潜水等をしないこと。
- (2) 飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な遊泳、潜水等ができない状態にあるときは、遊泳、潜水等をしないこと。
- (3) 遊泳する場合は、救命胴衣等を着用すること。

## 第7章 操縦者の事故防止等

(プレジャーボートの操縦者の遵守事項)

**第26条** プレジャーボートを操縦する者は、プレジャーボート提供業届出者、マリーナ業届出者又は第15条第1項第1号若しくは第2号の事業に係る第17条の規定による通知をした国の機関等が水難事故の防止のために定めた遵守事項並びに水難事故の防止のために行う指導及び助言に従わなければならない。

2 プレジャーボート（動力船に係るものに限る。）を操縦する者は、ゴムボート、水上スキー等（以下この項において「ゴムボート等」という。）をえい航する場合は、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) ゴムボート等に乗る者に救命胴衣を着用させること。
- (2) ゴムボート等に乗る者又はゴムボート等が海域等利用者又は船舶その他の物件と衝突しないようにすること。

3 プレジャーボートを操縦する者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、自ら水難事故の防止に努めなければならない。

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、プレジャーボートの

正常な航行が阻害され、プレジャーボートに漂流、転覆その他の危険が生ずるおそれがあると認められるときは、プレジャーボートを操縦しないこと。

- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに衝突その他の危険が生ずるおそれがあると認められる場所においては、プレジャーボートを操縦しないこと。
- (3) プレジャーボート（小型船舶に該当するものを除く。）を操縦する場合は、救命胴衣等を着用すること。

4 第1項及び第3項の規定は、カヌー等を操縦する者について準用する。この場合において、これらの規定中「プレジャーボートを」とあるのは「カヌー等を」と、第1項中「プレジャーボート提供業届出者、マリーナ業届出者」とあるのは「カヌー等提供業届出者」と、「第1号若しくは第2号」とあるのは「第3号」と、第3項第1号及び2号中「プレジャーボートの」とあるのは「カヌー等の」と、「プレジャーボートに」とあるのは「カヌー等に」と、同項第3号中「プレジャーボート（小型船舶に該当するものを除く。）」とあるのは「カヌー等」と、「救命胴衣等」とあるのは「救命胴衣」と読み替えるものとする。

（危険行為等の禁止）

**第27条** プレジャーボート又はカヌー等（第30条、第42条第4号及び第43条第4号において「プレジャーボート等」という。）を操縦する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 海域等利用者の付近において、みだりに疾走させ、急転回させる等により、海域等利用者に対し、危険を覚えさせる行為
- (2) 水産動植物の養殖施設又は漁労中の定置されている漁具に接近する行為

（酒気帯び操縦等の禁止）

**第28条** 何人も、海域及び内水域において、酒気を帶びた状態で船舶を操縦してはならない。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態で船舶を操縦してはならない。

（警察官の措置）

**第29条** 船舶に乗船し、又は乗船しようとしている者が前条第1項の規定に違反して船舶を操縦するおそれがあると認められるときは、警察官は、次項の規定による措置に關

し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気について検査をすることができる。

- 2 前項の検査を行った場合において、当該船舶を操縦する者が前条第1項の規定に違反して船舶を操縦するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な操縦ができる状態になるまで船舶を操縦してはならない旨を指示する等海域及び内水域における安全を確保し、又は事故を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(事故発生時の措置)

**第30条** プレジャーボート等を操縦する者その他の乗組員は、そのプレジャーボート等の航行により人の死傷若しくは行方不明又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとらなければならない。この場合において、当該プレジャーボート等を操縦する者（当該者が死傷し、又は行方不明となりやむを得ない場合は、その他の乗組員）は、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に当該事故の概要及びとった措置について報告しなければならない。

## 第8章 勧告等

(公安委員会等の勧告等)

**第31条** 公安委員会は、第5条第1項の届出をした者が第8条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる措置をとっていない場合又は海域レジャー事業者が第19条第1項各号（第10号を除く。）、第21条第1項各号（第12号を除く。）、第22条第1項各号（第8号を除く。）、第23条第1項各号（第9号を除く。）若しくは第24条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる措置をとっていない場合において、当該第5条第1項の届出をした者又は海域レジャー事業者に対し、当該措置をとるよう勧告することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 公安委員会は、第1項の規定による勧告（第19条第1項第8号及び第9号、第21条第1項第10号及び第11号並びに第24条第1項第7号に係るものを除く。）を受けた者が、第2項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、当該勧告に係る

措置をとるべきことを指示することができる。

- 5 警察官は、第5条第1項の届出をした者が第8条第1項第1号から第5号までに掲げる措置をとっていない場合又は海域レジャー事業者が第19条第1項第1号から第7号まで、第21条第1項第1号から第9号まで、第22条第1項第1号から第7号まで、第23条第1項第1号から第8号まで若しくは第24条第1項第1号から第6号までに掲げる措置をとっていない場合において、海水浴場における遊泳者並びにプレジャーボート利用者、カヌー等利用者、潜水者、スノーケリング者及び水上設置遊具利用者の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該第5条第1項の届出をした者又は海域レジャー事業者に対し、応急の措置をとるよう指示することができる。

(事業の停止等)

**第32条** 公安委員会は、第5条第1項及び第11条第1項の届出をした者並びに海域レジャー事業者が、この条例の規定に違反した場合において、水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体又は財産を保護するため特に必要があると認めるときは、当該違反をした者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて、海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は海域レジャー事業を営むことについて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、第5条第1項の届出をした者が同条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、海水浴場の廃止を命ずることができる。
- 3 公安委員会は、第11条第1項の届出をした者が第14条の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、催物の開催の中止を命ずることができる。
- 4 公安委員会は、海域レジャー事業者が第18条の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、海域レジャー事業の廃止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

**第33条** 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

## 第9章 雜則

(安全対策優良海域レジャー提供業者の指定等)

**第34条** 公安委員会は、海水浴場開設者及び海域レジャー事業者（以下「海域レジャー提供業者」という。）のうち、海域等利用者に係る安全対策が公安委員会規則で定める基準に適合していると認められる海域レジャー提供業者を、その申出により、1年を超えない範囲で期間を定めて、安全対策優良海域レジャー提供業者として指定することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定により安全対策優良海域レジャー提供業者を指定した場合には、その旨を文書により通知するとともに、公安委員会規則で定める安全対策優良標示を交付するものとする。
- 3 安全対策優良海域レジャー提供業者は、安全対策優良標示を事業所の見やすい場所（海水浴場にあっては、海水浴場内の見やすい場所）に掲示するものとする。
- 4 公安委員会は、安全対策優良海域レジャー提供業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により当該指定を受けたことが判明したとき。
  - (2) 第1項の公安委員会規則で定める基準に適合していないことが判明したとき。
  - (3) この条例の規定に違反したとき。
  - (4) 海域等利用者の生命、身体又は財産に危険を生じさせたとき。
  - (5) 第32条第2項の規定による海水浴場の廃止又は同条第4項の規定による海域レジャー事業の廃止を命じられたとき。
- 5 前項の規定により第1項の規定による指定を取り消された者は、交付を受けた安全対策優良標示を、公安委員会に返還しなければならない。
- 6 公安委員会は、第1項の規定による指定又は第4項の規定による指定の取消しをした場合には、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（指導）

**第35条** 公安委員会は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止するため必要があると認めるときは、海域レジャー提供業者に対し、必要な指導を行うことができる。

（講習）

**第36条** 公安委員会は、水難救助に係る知識及び技能の向上を図るため、水難救助員に対

する講習を行うことができる。

- 2 公安委員会は、特定カヌー等の操縦に係る知識及び技能の向上を図るため、カヌー等ガイドに対する講習を行うことができる。
- 3 公安委員会は、潜水に係る知識及び技能の向上を図るため、ガイドダイバーに対する講習を行うことができる。
- 4 公安委員会は、スノーケリングに係る知識及び技能の向上を図るため、スノーケリングガイドに対する講習を行うことができる。

(海域等の状況の調査)

**第37条** 公安委員会は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体又は財産の保護を図るため、海域及び内水域の状況その他必要な事項について調査を行うことができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定により調査を行った場合において、必要があると認めるとときは、その調査の結果を海域レジャー提供業者に通知するものとする。

(立入調査)

**第38条** 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、海域レジャー提供業者の事業所に立ち入り、水難事故の防止等の措置状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(海域レジャー適正化事業実施機関の指定等)

**第39条** 公安委員会は、水難事故の防止を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、第5項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、沖縄県の区域内に一を限って、海域レジャー適正化事業実施機関（以下この条において「海域レジャー適正化機関」という。）として指定することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による海域レジャー適正化機関の指定をしたときは、当該海域レジャー適正化機関の名称及び主たる事務所の所在地を県公報で告示しなければならない。

- 3 海域レジャー適正化機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、公安委員会にその旨を届け出なければならない。
- 4 公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を県公報で告示しなければならない。
- 5 海域レジャー適正化機関は、次に掲げる事業を行うものとする。
  - (1) 水難事故の防止その他この条例の遵守に関し海域レジャー提供業者に対する助言及び指導を行うこと。
  - (2) 公安委員会の委託を受けて第34条第1項の規定による指定に関し同項に規定する基準に適合しているかどうかについて審査すること。
  - (3) 公安委員会の委託を受けて第36条各項に規定する講習を行うこと。
- 6 海域レジャー適正化機関は、前項各号に掲げる事業の実施に必要な限度において、海域レジャー提供業者又は第36条各項に規定する講習を受けようとする者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。
- 7 公安委員会は、海域レジャー適正化機関が行う第5項に規定する事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、海域レジャー適正化機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 8 公安委員会は、海域レジャー適正化機関が前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。
- 9 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

(市町村条例との関係)

**第40条** 水難事故の防止に関し、この条例の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している市町村の区域におけるこの条例の規定の適用については、公安委員会規則で定める。

(公安委員会規則への委任)

**第41条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

## 第10章 罰則

(罰則)

**第42条** 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に

処する。

- (1) 第27条第1号の規定に違反した者
- (2) 第28条第1項の規定に違反して船舶（動力船に係るプレジャーボート並びに第22条第2項第3号及び第23条第2項第3号に規定する船舶に限る。次号及び次条第3号において同じ。）を操縦した者で、その操縦をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいう。）にあったもの
- (3) 第28条第2項の規定に違反した者（薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で船舶を操縦した者に限る。）
- (4) 第30条前段に規定する負傷者の救護の措置をとらなかった者（プレジャーボート等を操縦していた者に限る。）

**第43条** 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第4項、第11条第4項及び第15条第3項の規定に違反した者
- (2) 第9条第5項の規定に違反した者
- (3) 第28条第1項の規定に違反して船舶を操縦した者で、その操縦をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの
- (4) 第30条前段に規定する負傷者の救護の措置をとらなかった者（プレジャーボート等を操縦していた者を除く。）
- (5) 第32条の規定による命令に違反した者
- (6) 常習として次条第1項の罪を犯した者

**第44条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条又は第31条第5項の規定に基づく警察官の指示に従わなかった者
- (2) 第8条第1項第6号、第19条第1項第10号、第21条第1項第12号、第22条第1項第8号、第23条第1項第9号又は第24条第1項第8号の規定に違反した者
- (3) 第29条第1項の規定に基づく警察官の検査を拒み、又は妨げた者
- (4) 第30条後段の規定による報告をしなかった者
- (5) 第31条第4項の規定に基づく公安委員会の指示に従わなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項の規定による届出をしないで催物を開催した者
- (2) 第11条第1項、第12条、第15条第1項又は第16条の規定による届出に関し虚偽の届

出をした者

- (3) 第12条又は第16条の規定による届出をしなかった者
- (4) 第15条第1項の規定による届出をしないで海域レジャー事業を営んだ者
- (5) 第38条第1項の規定による海域レジャー事業者の事業所に対する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

**第45条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第18項の規定は令和8年3月1日から、第22条第2項第3号及び第4号並びに第23条第2項第3号及び第4号の規定は令和9年4月1日から施行する。

(海域レジャー事業の届出等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（以下「旧条例」という。）第13条第1項の規定による届出をして同項各号に掲げる事業を営んでいる者は、この条例による改正後の沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（以下「新条例」という。）第15条第1項各号に掲げる事業に該当する事業について、同項の規定による届出をした者とみなす。

(カヌー等提供業に関する経過措置)

3 前項の規定により新条例第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて届出をしたとみなされる者（次項において「みなしカヌー等提供業届出者」という。）は、当該事業に係る事項について、新条例第16条の規定により届け出なければならない。この場合において、同条中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して2年を経過する日まで」とする。

4 みなしカヌー等提供業届出者に対しては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該みなしカヌー等提供業届出者が前項の規定による届出をした日又は施行日から起算して2年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第21条第1項第5号、第6号及び第8号並びに第2項第5号の規定は適用しない。

(水上設置遊具運営業に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営んでいる者（国の機関等を除く。）は、同号に掲げる事業について、同項の規定による届出をした者とみなす。
- 6 前項の規定により新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて届出をしたとみなされる者（次項及び附則第8項において「みなし水上設置遊具運営業届出者」といい、附則第2項の規定により新条例第15条第1項の規定による届出をした者とみなされる者を除く。）は、当該事業に係る事項について、新条例第15条第1項の規定により届け出なければならない。この場合において、同項中「その事業を営もうとする日の10日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日まで」とする。
- 7 みなし水上設置遊具運営業届出者（附則第2項の規定により新条例第15条第1項の規定による届出をした者とみなされる者に限る。）は、同項第6号に掲げる事業に係る事項について、新条例第16条の規定により届け出なければならない。この場合において、同条中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日まで」とする。
- 8 みなし水上設置遊具運営業届出者に対しては、施行日から当該みなし水上設置遊具運営業届出者が附則第6項若しくは前項の規定による届出をした日又は施行日から起算して6月を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第24条第1項第4号及び第5号並びに第2項第3号の規定は適用しない。

(海域レジャー事業の通知等に関する経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に旧条例第14条第4項において準用する旧条例第7条の規定による通知をして旧条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる事業を営んでいる国の機関等は、新条例第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事業に該当する事業について、新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなす。
- 10 前項の規定により新条例第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて通知をしたとみなされる国の機関等（次項において「みなしカヌー等提供業通知者」という。）は、当該事業に係る事項について、新条例第17条第2項の規定により通知しなければならない。この場合において、同項中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して2年を経過する日まで」とする。

- 11 みなしカヌー等提供業通知者に対しては、施行日から当該みなしカヌー等提供業通知者が前項の規定による通知をした日又は施行日から起算して2年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第21条第1項第5号、第6号及び第8号並びに第2項第5号の規定は適用しない。
- 12 この条例の施行の際現に新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営んでいる国の機関等は、同号に掲げる事業について、新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなす。
- 13 前項の規定により新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて通知をしたとみなされる国の機関等（次項及び附則第15項において「みなし水上設置遊具運営業通知者」といい、附則第9項の規定により新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなされる者を除く。）は、当該事業に係る事項について、新条例第17条第1項の規定により通知しなければならない。この場合において、同項中「同項に規定する期日」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日」とする。
- 14 みなし水上設置遊具運営業通知者（附則第9項の規定により新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなされる国の機関等に限る。）は、新条例第15条第1項第6号に掲げる事業に係る事項について、新条例第17条第2項の規定により通知しなければならない。この場合において、同項中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日まで」とする。
- 15 みなし水上設置遊具運営業通知者に対しては、施行日から当該みなし水上設置遊具運営業通知者が附則第13項若しくは前項の規定による通知をした日又は施行日から起算して6月を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第24条第1項第4号及び第5号並びに第2項第3号の規定は適用しない。
- （事業停止命令等に関する経過措置）
- 16 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項、第11条第1項及び第13条第1項の規定による届出をした者に対する海水浴場を公衆の利用に供することの停止、催物を開催することの停止若しくは事業を営むことの停止又は海水浴場の廃止、催物の開催の中止若しくは事業の廃止の命令に関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。
- （罰則に関する経過措置）
- 17 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

18 新条例第36条第2項の講習は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(沖縄県警察関係手数料条例の一部改正)

19 沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第12中「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項」を「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（令和7年沖縄県条例第 号）第34条第1項」に改める。

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

#### 理由

海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るため、海域レジャー提供業者がとるべき措置等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 乙第8号議案

### 工事請負契約について

本庁舎（行政棟）改修工事（建築1工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 本庁舎（行政棟）改修工事（建築1工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,958,000,000円
- 4 契約の相手方 那覇市高良3丁目1番地1  
株式会社大米建設 代表取締役 下地辰倫

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

本庁舎（行政棟）改修工事（建築1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 乙第9号議案

### 工事請負契約について

本庁舎（行政棟）改修工事（建築2工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的 本庁舎（行政棟）改修工事（建築2工区）

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 1,900,800,000円

4 契約の相手方 那覇市久茂地3丁目21番1号

株式会社國場組・大晋建設株式会社・株式会社丸元建設特定建設工事  
共同企業体

代表者 株式会社國場組 代表取締役 内間耕

大晋建設株式会社 代表取締役 大城壯司

株式会社丸元建設 代表取締役 糸数幸恵

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

本庁舎（行政棟）改修工事（建築2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 乙第10号議案

### 工事請負契約について

本庁舎（行政棟）改修工事（建築3工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 本庁舎（行政棟）改修工事（建築3工区）
- 2 契約の方法 隨意契約
- 3 契約金額 1,811,700,000円
- 4 契約の相手方 那覇市長田2丁目10番32号  
株式会社野原建設 代表取締役 上地修

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

本庁舎（行政棟）改修工事（建築3工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 乙第11号議案

### 工事請負契約について

本庁舎（行政棟）改修工事（電気1工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 本庁舎（行政棟）改修工事（電気1工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 613,965,000円
- 4 契約の相手方 那覇市前島2丁目15番27号A s s e t 前島1F  
南西電設株式会社 代表取締役 親泊政夫

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

本庁舎（行政棟）改修工事（電気1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 乙第12号議案

### 工事請負契約について

本庁舎（行政棟）改修工事（電気2工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的 本庁舎（行政棟）改修工事（電気2工区）

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 589,600,000円

4 契約の相手方 糸満市西崎町五丁目6番地20

南部電工株式会社 代表取締役 石川俊三

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

本庁舎（行政棟）改修工事（電気2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 工事請負契約について

本庁舎（行政棟）改修工事（電気3工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的 本庁舎（行政棟）改修工事（電気3工区）

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 648,758,000円

4 契約の相手方 宜野湾市嘉数二丁目10番14号

株式会社日本電設・有限会社三工電設特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社日本電設 代表取締役 下地晶

有限会社三工電設 代表取締役 下地健一

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

## 理由

本庁舎（行政棟）改修工事（電気3工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 工事請負契約について

沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）新築工事（建築1工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）新築工事（建築1工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金額 2,595,450,000円
- 4 契約の相手方 那覇市旭町112番地1

金秀建設株式会社・株式会社東恩納組・株式会社照屋土建特定建設工事共同企業体

代表者 金秀建設株式会社 代表取締役 山内昌茂  
株式会社東恩納組 代表取締役 東恩納惟  
株式会社照屋土建 代表取締役 照屋正人

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）新築工事（建築1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 工事請負契約について

沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）新築工事（建築2工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）新築工事（建築2工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金額 2,244,000,000円
- 4 契約の相手方 沖縄市美里六丁目5番1号

株式会社仲本工業・共和産業株式会社・三善建設株式会社特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社仲本工業 代表取締役 仲本豊  
共和産業株式会社 代表取締役 下地和彦  
三善建設株式会社 代表取締役 宮里佳斎

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）新築工事（建築2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 工事請負契約について

沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）本庁舎関連電気設備工事（1工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）本庁舎関連電気設備工事（1工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金額 951,610,000円
- 4 契約の相手方 糸満市西崎町五丁目6番地20  
南部電工株式会社・日進電気土木株式会社・株式会社新共電気工業特定建設工事共同企業体  
代表者 南部電工株式会社 代表取締役 石川俊三  
日進電気土木株式会社 代表取締役 川満建助  
株式会社新共電気工業 代表取締役 新垣勇誠

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）本庁舎関連電気設備工事（1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 工事請負契約について

沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）本庁舎関連電気設備工事（3工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）本庁舎関連電気設備工事（3工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金額 1,333,640,000円
- 4 契約の相手方 那覇市首里石嶺町3丁目32番地3  
照屋電気工事株式会社・株式会社沖縄特電・沖電水工事株式会社特定建設工事共同企業体  
代表者 照屋電気工事株式会社 代表取締役 高江洲昌太郎  
株式会社沖縄特電 代表取締役 野原武  
沖電水工事株式会社 代表取締役 當山雅治

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）本庁舎関連電気設備工事（3工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 工事請負契約について

陽明高校屋内運動場改築工事（建築）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的 陽明高校屋内運動場改築工事（建築）

2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）

3 契約金額 1,300,750,000円

4 契約の相手方 那覇市山下町31番5号コーポ波平102号

株式会社南成建設・大晋建設株式会社・株式会社共和技研特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社南成建設 代表取締役 仲西正也

大晋建設株式会社 代表取締役 大城壯司

株式会社共和技研 代表取締役 森下正司

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

陽明高校屋内運動場改築工事（建築）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和6年第3回沖縄県議会（定例会）で乙第4号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,089,000,000円」を「1,098,339,000円」に変更する。

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

中城御殿御内原エリア新築工事（建築）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

## 乙第20号議案

### 財産の取得について

沖縄県病害虫防除技術センターに設置するコバルト60線源を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 コバルト60線源一式
- 2 数 量 1,961.0テラベクレル
- 3 契 約 金 額 144,476,200円
- 4 契約の相手方 東京都文京区本駒込二丁目28番45号

公益社団法人日本アイソトープ協会 代表理事 上巻義朋

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

沖縄県病害虫防除技術センターに設置するコバルト60線源の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 財産損傷事故に関する和解等について

財産損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場において県が設置した消火設備から漏水したことによる財産損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県  
石川県金沢市長土塙一丁目15番8号 北調工業株式会社
- 3 事故発生年月日 令和6年12月21日
- 4 事故発生場所 うるま市勝連南風原5192番地32高度技術製造業賃貸工場2号棟3号区画
- 5 損 害 賠 償 額 5,234,471円
- 6 和 解 内 容 別紙のとおり

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

財産損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 和解内容

- 甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県  
乙 石川県金沢市長土塙一丁目15番8号 北調工業株式会社

上記当事者間において、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場において県が設置した消火設備から漏水したことによる財産損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る消火設備の設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額5,234,471円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

## 車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 県道36号線に県が設置した樹木による車両損傷事故

2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県  
[REDACTED]

3 事故発生年月日 令和7年4月14日

4 事故発生場所 うるま市字兼箇段636番地3県道36号線上

5 損 害 賠 償 額 288,871円

6 和 解 内 容 別紙のとおり

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、県道36号線に県が設置した樹木による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額288,871円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

## 車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 県道36号線に県が設置した樹木による車両損傷事故

2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県  
[REDACTED]

3 事故発生年月日 令和7年4月18日

4 事故発生場所 うるま市字前原195番地先県道36号線上

5 損 害 賠 償 額 1,420円

6 和 解 内 容 別紙のとおり

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、県道36号線に県が設置した樹木による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額1,420円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

## 車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 県道那覇宜野湾線上のくぼみによる車両損傷事故

2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県  
[REDACTED]

3 事故発生年月日 令和7年5月12日

4 事故発生場所 宜野湾市大謝名五丁目7番6号先県道那覇宜野湾線上

5 損 害 賠 償 額 7,370円

6 和 解 内 容 別紙のとおり

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、県道那覇宜野湾線のくぼみによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額7,370円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

## 車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 職員の公務執行中における車両損傷事故

2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県  
[REDACTED]

3 事故発生年月日 令和7年5月14日

4 事故発生場所 宜野湾市伊佐三丁目1番15号先国道58号上

5 損害賠償額 130,350円

6 和 解 内 容 別紙のとおり

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、職員の公務執行中における車両損傷事故について、次とおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額130,350円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるものほか、何らの債権債務のないことを確認する。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 沖縄県公文書館
- 2 指定管理者となる団体 那覇市字小禄1831番地1  
公益財団法人沖縄県文化芸術振興会
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 沖縄ライフサイエンス研究センター
- 2 指定管理者となる団体 ライフサイエンス研究センター運営共同体  
代表者 うるま市字州崎7番地7 一般社団法人トロピカルテクノプラス  
うるま市字州崎12番地2 公益財団法人沖縄科学技術振興センター
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

## 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区
- 2 指定管理者となる団体 国際物流拠点那覇地区管理運営共同企業体  
代表者 那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン  
那覇市久茂地3丁目21番1号 株式会社沖縄特電
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城 健 裕

### 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄IT津梁パーク施設
- 2 指定管理者となる団体 沖縄IT津梁パーク管理運営共同企業体  
代表者 那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン  
那覇市泊3丁目5番地7 株式会社沖縄計装
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公 の 施 設 の 名 称 沖縄空手会館

2 指定管理者となる団体 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ

代表者 那覇市金城1丁目12番地17 OTS MICE MANAG  
EMENT株式会社

豊見城市字豊見城854番地1 一般社団法人沖縄伝統空手道  
振興会

鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号 株式会社セイカス  
ポートセンター

那覇市久米2丁目33番1号 沖縄ビル管理株式会社

那覇市首里石嶺町4丁目135番地1 有限会社西原農園

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公 の 施 設 の 名 称 沖縄県スポーツ施設

2 指定管理者となる団体 おうのやまみらいパートナーズ

代表者 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C 株式会社トラ  
ステック

那覇市字上之屋314番地2サンメディアビル2階 株式会社  
サン・エージェンシー

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 沖縄県樋川立体駐車場
- 2 指定管理者となる団体 沖縄県樋川立体駐車場管理運営共同企業体  
代表者 那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン  
那覇市久茂地3丁目21番1号 株式会社沖縄特電
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

## 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公 の 施 設 の 名 称 中城公園

2 指定管理者となる団体 沖縄市比屋根二丁目15番2号

沖縄文化スポーツイノベーション株式会社

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公 の 施 設 の 名 称 首里城地区内施設

首里城公園

2 指 定 管理者となる団体 本部町字石川888番地

一般財団法人沖縄美ら島財団

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公 の 施 設 の 名 称 奥武山公園

2 指定管理者となる団体 おうのやまみらいパートナーズ

代表者 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C 株式会社トラ  
ステック

那覇市字上之屋314番地2サンメディアビル2階 株式会社  
サン・エージェンシー

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 当せん金付証票の発売について

令和8年度において、次のように当せん金付証票を発売するものとする。

発売限度額 16,000,000,000円

令和7年11月26日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

公共事業、市町村振興事業等の費用の財源に充てるため令和8年度において本県が発売する当せん金付証票の発売限度額については、当せん金付証票法第4条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

**沖縄県収用委員会予備委員の任命について**

下記の者を沖縄県収用委員会予備委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 橋 本 典 子  
生年月日 [REDACTED]

令和 7 年 11 月 26 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**理 由**

欠員となっている収用委員会予備委員 1 人を任命するため、土地収用法第52条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 沖縄県教育委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 上 里 佐 代  
生年月日 [REDACTED]

令和 7 年 11 月 26 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

教育委員会委員 1 人が令和 7 年 12 月 31 日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。





 70  
古紙パルプ配合率 70%再生紙を使用